

# 《 院内掲示する手術件数 》

(実施期間:2025年1月から2025年12月まで)

2026年1月

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

項目	手術名		手術の件数
(1) 区分1に分類される手術	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 例
	イ	黄斑下手術等	0 例
	ウ	鼓室形成手術等	0 例
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0 例
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 例

(2) 区分2に分類される手術	ア	靭帯断裂形成手術等	196 例
	イ	水頭症手術等	0 例
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 例
	エ	尿道形成手術等	0 例
	オ	角膜移植術	0 例
	カ	肝切除術等	0 例
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 例

(3) 区分3に分類される手術	ア	上顎骨形成術等	0 例
	イ	上顎悪性腫瘍手術等	0 例
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 例
	エ	母指化手術等	0 例
	オ	内反足手術等	0 例
	カ	食道切除再建術等	0 例
	キ	同種死体腎移植術等	0 例

(4) 区分4に分類される手術の件数	胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)等 他	0 例
--------------------	---------------------	-----

(5) その他の区分に分類される手術	ア	人工関節置換術	97 例
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0 例
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 例
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 例
	オ	経皮的冠動脈形成術	0 例
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0 例
		経皮的冠動脈ステント留置術	0 例